

しゅうぎいんじむきょく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
衆議院事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

たいおうようりょう へいせい ねん がつ にちちょうくんだい ごう
対応要領（平成28年3月30日庁訓第7号）

さいしゅうかいせい れいわ ねん がつ にち
最終改正 令和6年3月28日

しゅし
（趣旨）

だい じょう ようりょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する

ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう いか ほう だい じょうだい こう
法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の

きていおよ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん れいわ
規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和

ねん がつ にちかくぎけつてい いか きほんほうしん しゅし ふ ほうだい
5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、法第

じょう きてい じこう かん しゅうぎいんじむきょくしよくいん ひじょうきんしよくいん ふく
7条に規定する事項に関し、衆議院事務局職員（非常勤職員を含

いか しよくいん てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ
む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるも
のとする。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
（不当な差別的取扱いの禁止）

だい じょう しよくいん ほうだい じょうだい こう きてい しゅし ふ じむ おこな
第2条 職員は、法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、その事務を行

あ しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい
うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害

およ こうじのうきのうしょうがい ふく た しんしん きのう しょうがい なんびょうとう
及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に

きいん しょうがい ふく いかおな りゆう しょうがいしゃ しょうがい
起因する障害を含む。）をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害

もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき しょうがい もの
がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって

にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい
日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会におけ

じぶつ せいど かんこう かんねん たいっさい いかおな けいぞくてき
る事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的

に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを
いう。以下同じ。) でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、
障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、不当な差別的取扱いの禁止について、別紙中第1から第3

までに定める事項に留意するものとする。なお、別紙中第2において「望まし

い」とされている内容は、それを実施しない場合であっても法の趣旨に反すると

判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)

の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるも
のである。

ごうりてきはいりよ ていきょう
(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定の趣旨を踏まえ、その事務を行

うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨

の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき

は、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の

性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施

についての必要かつ合理的な配慮(別紙中第4を除き、以下「合理的配慮」

という。)の提供をしなければならない。

2 職員は、合理的配慮の提供をするに当たり、別紙中第4から第6ま

で定める事項に留意するものとする。なお、別紙中第4において「望ましい」

とされている内容は、それを実施しない場合であっても法の趣旨に反すると

はんだん しょうがいしゃきほんほう きほんてき りねんおよ ほう もくてき
判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を

ふ とく のぞ
踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである。

かんとくしゃ せきむ
(監督者の責務)

だい じょう しつちょうそうとうしよくいじょう ちい しょういん いか かんとくしゃ
第4条 室長相当職以上の地位にある職員(以下「監督者」という。)

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん ふとう さべつてきとりあつか
は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、不当な差別的取扱

きんしおよ ごうりてきはいりよ ていきょう かん つぎ かか じこう じっし
いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、次に掲げる事項を実施しなければ
ならない。

いち にちじょう しつむ つう しどうとう しょうがい りゆう さべつ かいしょう
一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消

かん かんとく しょういん ちゆうい かんき しょうがい りゆう さべつ
に関しその監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の

かいしょう かん にんしき ふか
解消に関する認識を深めさせること。

に しょうがいしゃとう ふとう さべつてきとりあつか また ごうりてきはいりよ ふていきょう
二 障害者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に

かん そうだん くじょう もうしでとう ばあい じんそく じょうきょう かくにん
関する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認す
ること。

さん ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんとく しょういん たい
三 合理的配慮の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、

てきせつ ごうりてきはいりよ ていきょう しどう
適切に合理的配慮の提供をするよう指導すること。

かんとくしゃ しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい
2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、

じんそく てきせつ たいしよ
迅速かつ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとう
(懲戒処分等)

だい じょう しょういん しょうがいしゃ たい ふとう さべつてきとりあつか また かじゅう
第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重

ふたん ごうりてきはいりよ ふていきょう ばあい たいようとう
な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等

しょうむじょう ぎむ いはん また しょうむ おこた ばあいてう がいとう
によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、

こっかいしょくいんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい もと ちょうかいしょぶん
国会職員法（昭和22年法律第85号）の規定に基づく懲戒処分

とう ふ
等に付されることがある。

そうだんとう たいおう たいせい せいび
（相談等に対応する体制の整備）

だい じょう しょくいん しょうがい りゆう さべつ かん しょうがいしゃおよ
第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその

かぞく た かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう しょむぶじんじか
家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、庶務部人事課に

そうだんまどぐち お
相談窓口を置く。

ぜんこう そうだんとう う ばあい しょうがいしゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう
2 前項の相談等を受ける場合には、障害者の性別、年齢、状態等に

はいりよ たいめん でんわ およ でんし くわ
配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、

しょうがいしゃ たにん はか さい ひつよう たよう しゅだん
障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を

かのう はんい ようい たいおう
可能な範囲で用意して対応するものとする。

だい こう そうだんまどぐち よ そうだんとう そうだんしゃ
3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに

はいりよ かんけいしゃかん じょうほうきょうゆう はか いご そうだんとう
配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において

かつよう
活用するものとする。

しゅうぎいんじむきよく ひつよう おう だい こう そうだんまどぐち じゅうじつ はか
4 衆議院事務局は、必要に応じ、第1項の相談窓口の充実を図るよ

つと
う努めるものとする。

けいはつ
（啓発）

だい じょう しゅうぎいんじむきよく しょくいん しょうがい とくせい りかい
第7条 衆議院事務局は、職員に障害の特性を理解させるとともに、

せいべつ ねんれいとう はいりよ しょうがいしゃ てきせつ たいおう ひつよう
性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要

かつようとう しょくいん いしき けいはつ はか
なマニュアルの活用等により、職員の意識の啓発を図るものとする。

けんしゅうとう
（研修等）

だい じょう ぜんじょう さだ しゅうぎいんじむきょく しょうがい りゆう
第 8 条 前 条 に定めるもののほか、衆議院事務局は、障害を理由とす

さべつ かいしょう すいしん はか しよくいん たい ほう きほんほうしんとう
る差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等の

しゅうち しょうがいしゃ はなし き きかい もう けんしゅう た ひつよう
周知、障害者から話を聞く機会を設けるなどの研修その他の必要な

そち おこな
措置を行うものとする。

つぎ かくごう かか しよくいん たい ぜんこう そち じっし ばあい とうがい
2 次の各号に掲げる職員に対して前項の措置を実施する場合には、当該

かくごう さだ じこう ないよう ふく
各号に定める事項がその内容に含まれるようにするものとする。

いち あら しよくいん もの しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん
一 新たに職員となった者 障害を理由とする差別の解消に関する

きほんてき じこう りかい ひつよう じこう
基本的な事項を理解するために必要な事項

に あら かんとくしゃ もの しょうがい りゆう さべつ かいしょうとう かん
二 新たに監督者となった者 障害を理由とする差別の解消等に関し

もと やくわり りかい ひつよう じこう
求められる役割を理解するために必要な事項

ぜんこう さだ だい こう そち ないよう かいすう た しょうさい
3 前項に定めるもののほか、第 1 項の措置の内容、回数その他の詳細は、

しょむぶじんじかきかくしつちよう さだ
庶務部人事課企画室長が定める。

ふ そく
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち せこう
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にち
附 則（平成 29 年 3 月 29 日）

ほんけん へいせい ねん がつ にち せこう
本件は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく れいわ ねん がつ にち
附 則（令和 6 年 3 月 28 日）

ほんけん れいわ ねん がつ にち せこう
本件は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

べっし
別紙

しゅうぎいんじむきょく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
衆議院事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

たいおうようりょう かか りゆういじこう
対応要領に係る留意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サー

かくしゅきかい ていきょう きょひ また ていきょう あ ばしょ じかんたい
ビスや各種機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを

せいげん しょうがいしゃ もの たい ふ じょうけん つ
制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどに

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい きんし くるまいす ほじょ
より、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助

けん もうどうけん かいじょけんおよ ちょうどうけん いかおな た しえんききとう
犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。以下同じ。）その他の支援機器等

りょう かいじょしゃ つきそ とう しゃかいてきしょうへき かいしょう しゅだん
の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の

りょうとう りゆう おこな ふとう さべつてきとりあつか しょうがい りゆう
利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする

ふとう さべつてきとりあつか がいとう
不当な差別的取扱いに該当する。

しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう
また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な

とくべつ そち ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ
特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を

しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう とりあつか せっきょくてきかいぜんそち
障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）

ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ ていきょう しょうがいしゃ
や、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供により障害者

もの こと とりあつか ごうりてきはいりよ ていきょうとう
でない者と異なる取扱いをすること、合理的配慮の提供等をするために

ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう
必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を

かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ
確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題

となる事務について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者よ

り不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・

サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て

正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言

える場合である。衆議院事務局においては、正当な理由に相当するか否かに

ついて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の

趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者又は第三者の権利利益

(例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等)及び衆議院事務局

の事務の目的・内容・機能の維持等を勘案し、具体的場面や状況に応じ

て総合的かつ客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者(必要がある

と認める場合には、障害者に加えて、又は障害者に代えて、障害者の

家族、支援者・介助者、法定代理人その他のコミュニケーションを支援する者。

以下本項において同じ。)にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう

努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、互いに相手の

立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

だい ふとう さべつてきとりあつか れい
第3 不当な差別的取扱いの例

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れいおよ
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが
び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる

れい いか きさい ないよう れいじ
例は、以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、こ

れい かぎ せいとう りゆう そうとう いな
これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについ

こべつ じあん だい せいとう りゆう はんだん してん とう ふ はんだん
ては、個別の事案ごとに、「第2 正当な理由の判断の視点」等を踏まえて判断

ひつよう せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう
することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当し

ばあい ごうりてきはいりよ ていきょう もと ばあい べつと けんとう
ない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が

ひつよう りゆうい
必要であることに留意する。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい
(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

しょうがい りゆう いちりつ まどぐちたいおう きよひ
○ 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。

しょうがい りゆう いちりつ ほんかいぎおよ いいんかいとう ぼうちょう
○ 障害があることを理由として、一律に本会議及び委員会等の傍聴を

こば
拒む。

しょうがい りゆう いちりつ こっかいさんかん こば
○ 障害があることを理由として、一律に国会参観を拒む。

しょうがい りゆう いちりつ しゅうぎいんぎちょうあて ちんじょうしょまた
○ 障害があることを理由として、一律に衆議院議長宛の陳情書又は

ようぼうしょ じゅりょう こば
要望書の受領を拒む。

しょうがい りゆう いちりつ しゅうぎいんじむきょくしゅさい せつめいかい
○ 障害があることを理由として、一律に衆議院事務局主催の説明会、シ

とう しゅつせき こば
ンポジウム等への出席を拒む。

しょうがい りゆう いちりつ たいおう じゅんじょ あとまわ
○ 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。

しょうがい りゆう いちりつ しょめん こうふ しりょう そうふ
○ 障 害 があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレ

ていきょうとう こぼ しりょうとう かん ひつよう せつめい はぶ
ットの提 供 等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。

しゅうぎいんじむきょく じむ すいこうじょう とく ひつよう
○ 衆 議 院 事務局の事務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、

しょうがい りゆう いちりつ らいほう さい ほんごしゃ しえんしゃ
障 害 があることを理由として、一律に来訪の際に保護者や支援者・

かいじょしゃ どうはん もと じょうけん つ とく ししょう
介 助 者の同伴を求めるなどの条 件 を付けたり、特に支障がないにもかか

ほんごしゃ しえんしゃ かいじょしゃ どうはん こぼ
わらず、保護者や支援者・介 助 者の同伴を拒んだりする。

しょうがい しゅるい ていど ていきょう ばめん ほんにん だいさんしゃ
○ 障 害 の種 類 や程度、サービス 提 供 の場 面 における本人や第三者の

あんぜんせい こうりょ ばくぜん あんぜんじょう もんだい りゆう
安 全 性 などについて考 慮 することなく、漠 然 とした安 全 上 の問 題 を理由

しせつりよう きよひ
に施設利用を拒否する。

ぎょうむ すいこう ししょう しょうがいしゃ もの こと ば
○ 業 務 の遂 行 に支 障 がないうちにもかかわらず、障 害 者 でない者とは異なる場

しょ たいおう おこな
所での対 応 を行 う。

しょうがい りゆう しょうがいしゃ たい ことばづか せつきやく たいど
○ 障 害 があることを理由として、障 害 者 に対して、言 葉 遣 いや接 客 の態 度

せつぐう しつ いちりつ さ
など接 遇 の質 を一 律 に下 げる。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが
(正 当 な理 由 があ るた め、不 当 な差 別 的 取 扱 いに該 当 しな いと 考 えられ

れい
る 例)

じっしゅう ともな こうざ じっしゅう ひつよう さぎょう すいこうじょうぐたいてき
○ 実 習 を 伴 う講 座 におい て、実 習 に必 要 な作 業 の遂 行 上 具 体 的 な

きけん はっせい みこ しょうがいとくせい しょうがいしゃ たい とうがいじっしゅう
危 険 の発 生 が見 込 まれる 障 害 特 性 のあ る 障 害 者 に対 し、当 該 実 習

べつ じっしゅう せつてい しょうがいしゃほんにん あんぜんかくほ かんてん
とは別 の 実 習 を設 定 する。(障 害 者 本 人 の安 全 確 保 の観 点)

くるまいす りりょうしゃ たたみじ へや ゆかめん きず ばしょ いどう
○ 車 椅 子 の利 用 者 が畳 敷 きの部 屋 のよ うな床 面 が傷 つきや すい場 所 を移 動 する

さい しきもの し とう ゆかめん ほご たいおう おこな しゅうぎいんじむきょく
際に、敷物を敷く等、床面を保護するための対応を行う。(衆議院事務局

そんがいはっせい ぼうし かんてん
の損害発生防止の観点)

てつづき おこな しょうがいしゃほんにん どうこう もの だいひつ さい
○手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、

ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃほんにん たい しょうがい
必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の

じょうきょう ほんにん てつづき いしとう かくにん しょうがいしゃほんにん そんがい
状況や本人の手続の意思等を確認する。(障害者本人の損害

はっせい ぼうし かんてん
発生防止の観点)

だい ごうりてきはいりよ きほんてき かんが かつ
第4 合理的配慮の基本的な考え方

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく へいせい ねんじょうやくだい ごう いか けんり
1 障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号。以下「権利

じょうやく だい じょう ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ ほか もの
条約」という。)第2条において「合理的配慮」とは、「障害者が他の者

びょうどう きそ すべ じんけんおよ きほんてきじゆう きょうゆう また こうし
との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使す

かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい とくてい
ることを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の

ばあい ひつよう きんこう しつ また かつ ふたん か
場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さ

ていぎ
ないもの」と定義されている。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいきかんとう
法は、権利条約における「合理的配慮」の定義を踏まえ、行政機関等

およ じぎょうしゃ たい じむまた じぎょう おこな あ ここ ぼめん
及び事業者に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、

しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね いし
障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の

ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かつじゅう
表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい しゃかいてきしょうへき じょきよ
障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の

じっし ひつよう ごうりてき はいりよ いかだい ごうりてきはいりよ
実施についての必要かつ合理的な配慮(以下第4において「合理的配慮」と

ていきょう もと
いう。) を提 供 することを求めている。

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん
合理的配慮は、障 害 者 が受ける制 限 は、障 害 のみに起因するものではな

しゃかい さまざま しょうへき あいたい しょう
く、社 会 における様 々な障 壁 と相 対 することによって 生 ずるものであるとい

しゃかい かんが かつ ふ しょうがいしゃ けんりりえき
ういわゆる「社 会 モデル」の 考 え方 を踏 まえたものであり、障 害 者 の権 利 利 益

しんがい しょうがいしゃ ここ ばめん ひつよう
を侵 害 することとならないよう、障 害 者 が個々の場 面 において必 要 としている

しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう ごうりてき とりくみ じっし
社 会 的 障 壁 を除 去 するための必 要 かつ合理的な取 組 であり、その実施に

ともな ふたん かじゅう
伴 う負 担 が過 重 でないものである。

ごうりてきはいりよ しゅうぎいんじむきよく じむ もくてき ないよう きのう て ひつよう
2 合理的配慮は、衆 議 院 事 務 局 の事 務 の目 的 ・内 容 ・機 能 に照 らし、必 要

はんい ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ しょうがいしゃ もの
とされる範 囲 で本 来 の業 務 に付 随 するものに限 られること、障 害 者 でない者

ひかく どうとう きかい ていきょう う じむ
との比 較 において同 等 の機 会 の提 供 を受けるためのものであること、事 務 の

もくてき ないよう きのう ほんしつてき へんこう およ りゅうい ひつよう
目 的 ・内 容 ・機 能 の本 質 的 な変 更 には及 ばないことに留 意 する必 要 があ

ていきょう あ てん りゅうい うえ しょうがいしゃ げん お
る。その提 供 に当 たってはこれらの点 に留 意 した上で、障 害 者 が現 に置 か

じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき じょきよ しゅだんおよ ほうほう
れてい 状 況 を踏 まえ、社 会 的 障 壁 の除 去 のための手 段 及 び方 法 に

とうがいしょうがいしゃほんにん いこう そんちょう だい かじゅう ふたん
ついで、当 該 障 害 者 本 人 の意 向 を尊 重 しつつ「第 5 過 重 な負 担 の

きほんてき かんが かつ かか ようそ こうりよ だいたいそち せんたく ふく
基 本 的 な 考 え方 」に掲 げる要 素 も考 慮 し、代 替 措 置 の選 択 も含 め、

しょうがいしゃ しょくいん そうほう けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう
障 害 者 と職 員 の双 方 の建 設 的 対 話 による相 互 理 解 を通 じて、必 要 かつ

ごうりてき はんい じゅうなん たいおう ひつよう けんせつてきたいわ あ
合理的な範 囲 で、柔 軟 に対 応 がなされる必 要 がある。建 設 的 対 話 に当 たっ

しょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう じつげん
ては、障 害 者 にとつての社 会 的 障 壁 を除 去 するための必 要 かつ実 現

かのう たいおうあん しょうがいしゃ しょくいん とも かんが そうほう たが
可 能 な対 応 案 を障 害 者 と職 員 が共 に考 えていくために、双 方 が互 いの

じょうきょう りかい つと じゅうよう たと しょうがいしゃほんにん
状 況 の理 解 に努 めることが重 要 である。例 えば、障 害 者 本 人 が

しゃかいてきしょうへき じょきよ ふだんこう たいさく しゅうぎいんじむきょく
社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、衆議院事務局とし

たいおうかのう とりくみとう たいわ なか きょうゆう とう けんせつてきたいわ つう
て対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて

そうごりかい ふか さまざま たいおうさく じゅうなん けんとう えんかつ
相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な

たいおう し かんが ごうりてきはいりよ しょうがい とくせい
対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮は、障害の特性や

しゃかいてきしょうへき じょきよ もと ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと
社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、

たよう こべつせい たか ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかいじょうせい
多様かつ個別性の高いものであり、その内容は、技術の進展、社会情勢の

へんかとう おう か う ごうりてきはいりよ ていきょう あ
変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、

しょうがいしゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ とく しょうがい
障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある

じょせい たい しょうがい くわ じょせい ふ たいおう もと
女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められ

りゅうい
ることに留意する。

しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき ばあい つど ごうりてき
なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的

はいりよ べつ こうじゅつ かんきょう せいび こうりよ い ちゅう
配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・

ちょうきてき さくげん こうりつか てん じゅうよう
長期的なコストの削減や効率化につながる点は重要である。

いし ひょうめい あ ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じょきよ
3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に

かん はいりよ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく
関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、

てんじ かくだいもじ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ とう あいず しょっかく
点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚によ

いしでんたつ ゆびてんじ しょくしゅわ てが もじ て ゆび もじ か ほうほう
る意思伝達(指文字、触手話、手書き文字(手のひらに指で文字を書く方法を

とう いかおな しょうがいしゃ たにん はか
いう。)等をいう。以下同じ。)など、障害者が他人とコミュニケーションを図る

さい ひつよう しゅだん つうやく かい ふく つた
際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

しょうがいしゃ いしひょうめい しょうがい とくせいとう ほんにん
また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人

いしひょうめい こんなん ばあい しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうてい
の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定

だいにん た しえん もの ほんにん ほさ おこな いし
代理人その他のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の

ひょうめい ふく
表明も含む。

いし ひょうめい こんなん しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうてい
なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定

だいにん た しえん もの ともな ばあい いし
代理人その他のコミュニケーションを支援する者を伴っていない場合など、意思の

ひょうめい ばあい とうがいしょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき じょきよ
表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を

ひつよう めいはく ばあい ほう しゅし かんが とうがい
必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該

しょうがいしゃ たい てきせつ おも はいりよ ていあん けんせつてきたいわ
障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を

はたら じしゅてき とりくみ つと のぞ
働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃとう りよう そうてい じぜん おこな けんちくぶつ
4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物

か しえんしゃ かいじょしゃとう じんてきしえん じょうほう
のバリアフリー化、支援者・介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの

こうじょうとう かんきょう せいび きそ ここ しょうがいしゃ たい
向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その

じょうきょう おう こべつ じっし そち かくばめん
状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における

かんきょう せいび じょうきょう ごうりてきはいりよ ないよう こと
環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、

しょうがい じょうたいとう へんか とく しょうがいしゃ かんけいせい
障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が

ちょうき ばあいとう ごうりてきはいりよ ていきょう てきぎ
長期にわたる場合等には、どのような合理的配慮を提供するかについて、適宜、

みなお おこな じゅうよう たすう しょうがいしゃ ちよくめん う
見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る

しゃかいてきしょうへき じょきよ かんてん ほか しょうがいしゃとう
社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への

はきゅうこうか こうりよ かんきょう せいび おこな そうだん ふんそうじあん
波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案

じぜん ぼうし かんてん ごうりてきはいりよ ていきょう かん そうだんたいおうとう
を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を

契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは
有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈す
るなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、
具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要で
ある。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者（必要が
あると認める場合には、障害者に加えて、又は障害者に代えて、障害者
の家族、支援者・介助者、法定代理人その他のコミュニケーションを支援する者。

以下本項において同じ。)に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう

努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方

が、互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、

代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

○事務への影響の程度（事務の目的・内容・機能を損なうか否か。）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なる

り、多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

きさい れい れいじ かなら じっし きさい
なお、記載した例はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載

れいいがい ごうりてきはいりよ がいとう りゅうい
されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する

ひつよう
必要がある。

ごうりてきはいりよ あ う ぶつりてきかんきょう はいりよ れい
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

だんさ ばあい くるまいすりようしゃ あ とう ほじょ いどう しえんとう
○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助や移動の支援等の

ほじょ いどうけいろ あんないとう おこな
補助、スロープのある移動経路への案内等を行う。

はいかだな たか ところ お とう と わた とう
○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の

いち わ つた
位置を分かりやすく伝える。

もくてき ばしょ あんない さい しょうがいしゃ ほこうそくど あ そくど ある
○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩い

ぜんご さきう きより いちど しょうがいしゃ きぼう き
たり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

しょうがい とくせい ひんばん りせき ひつよう ばあい かいじょう ざせきいち
○障害の特性により、頻りに離席の必要がある場合に、会場の座席位置を

とびらふきん
扉付近にする。

ひろう かん しょうがいしゃ べっしつ きゅうけい もうしで ばあい べっしつ
○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった場合、別室

かくほ べっしつ かくほ こんなん ばあい とうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい
を確保する。別室の確保が困難な場合には、当該障害者に事情を説明

たいおうまどぐち ちか ながいすとう いどう りんじ きゅうけい もう
し、対応窓口の近くに長椅子等を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。

しょうがいしゃ しょうがい とくせい ばしょ きゅうけい むね
また、障害者から、その障害の特性のため、その場所で休憩している旨

せつめい ばあい かのう かぎ とうがいしょうがいしゃ きゅうけい
の説明があった場合には、可能な限り当該障害者が休憩できるような

たいおう つと
対応をとるように努める。

ふずいいうんどうとう しょういとう お むずか しょうがいしゃ たい
○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、

しょくいん しょるい お とう こていきぐ ていきょう
職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

さいがい じこ はっせい さい かんないほうそう ひなんじょうほうとう きんきゅうじょうほう
○災害や事故が発生した際、館内放送の避難情報等の緊急情報を

き むずか ちょうかくしょうがい もの たい でんこうけいじばん てが
聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのポ
ード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

ちてきしょうがい こども はっせい こうどう ばあい
○知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、

ほごしゃ こども とくせい ほうほうとう き と うえ
保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、

お つ ようす こしつとう ゆうどう
落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。

しかくしょうがい もの こしつ あんない もと ばあい もと
○視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求

おう こしつ あんない さい どうせい しょくいん ばあい
めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、

しょうがいしゃほんにん きぼう おう どうせい しょくいん あんない
障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

ごうりてきはいりょ あ う じょうほう しゅとく りようおよ いしそつう はいりょ れい
(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

こま おも こえ てつだ ひつようせい たし
○困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてか

たいおう
ら対応する。

ひつだん よみあ しゅわ ようやくひつき てんじ かくだいもじ しょつかく いしでんたつ
○筆談、読上げ、手話、要約筆記、点字、拡大文字、触覚による意思伝達

とう しゅだん もち
等のコミュニケーション手段を用いる。

しゅうぎいんじむきよくしゅさい かいぎ しりょう つうじょう しりょう
○衆議院事務局主催の会議における資料について、通常の資料のほかに

ふ しりょう てんじ かくだいもじとう もち しりょう さくせい さい おのおの
ルビを振った資料や点字、拡大文字等を用いた資料を作成する際に各々

ばいたいかん ばんごうとう こと う りゅうい しょう
の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意し、使用する。

しゅうぎいんじむきよくしゅさい かいぎ しかくしょうがい はつたつしょうがいとう
○衆議院事務局主催の会議において、視覚障害、発達障害等のある

しゅっせきしゃ かいぎしりょうとう じぜんそうふ さい よみあ とう たいおう
出席者に会議資料等を事前送付する際、読上げソフト等に対応できるよ

でんし けいしき ていきょう
う電子データ(テキスト形式)で提供する。

いしそつう ふとくい しょうがいしゃ たい え とう かつよう いし かくにん
○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

ちゅうしゃじょう つうじょう こうとう おこな あんない かみ わた
○駐車場などで通常は口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

しよるいきにゆう いらいじ きにゆうほうほうとう ほんにん め まえ しめ わ
○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりや

きじゆつ でんたつ ほんにん いらい ばあい だいどく だいひつ
すい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆とい

はいりょ おこな
った配慮を行う。

ひゆひょうげんとう にながて しょうがいしゃ たい ひゆ あんゆ にじゅうひていひょうげん
○比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現など

もち ぐたいてき せつめい
を用いずに具体的に説明する。

しょうがいしゃ もうして さい ていねい わ く かせ
○障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、分かりやすく、繰り返し

せつめい ないよう りかい かくにん おうたい
説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない

がいらいご さ かんすうじ もち じこく じかんひょうき ごぜん ごご
外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後

ひょうき はいりょ ねんとう お ひつよう おう てきじ わた
で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

しゅうぎいんじむきよくしゅさい かいぎ しんこう あ しりょう み せつめい き
○衆議院事務局主催の会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くこ

こんなん しかくまた ちょうかく しょうがい しゅっせきしゃ ちてきしょうがいとう
とが困難な視覚又は聴覚に障害のある出席者や知的障害等のあ

しゅっせきしゃ たい ていねい しんこう ところ はいりょ おこな
る出席者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

しゅうぎいんじむきよくしゅさい かいぎ しんこう あ しょくいんとう しゅっせきしゃ
○衆議院事務局主催の会議の進行に当たっては、職員等が出席者の

しょうがい とくせい あ おこな とう かのう はんい はいりょ おこな
障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

もじ よ か にながて しょうがいしゃ たい じぜん ずひょう とう もち
○文字の読み書きが苦手な障害者に対し、事前に図表・フローチャート等を用

わ せつめい しよるい そうふ さい ふせん つ とう
いて分かりやすく説明する、書類を送付する際には附箋を付ける等により

きにゆうかしよ わ どう はいりよ おこな
記入箇所を分かりやすくする等の配慮を行う。

かんこう じゅうなん へんこう れい
(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

じゅんばん ま ながて しょうがいしゃ たい しゅうい もの りかい え うえ
○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、

てつづき じゅんばん い か
手続の順番を入れ替える。

た れつ なら じゅんばん ま ばあい しゅうい もの りかい え うえ
○ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、

とうがいしょうがいしゃ じゅんばん く べっしつ せき ようい
当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

しゅわつうやくしゃ ばんしょとう み どう ちか せき
○ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席

かくほ
を確保する。

しゃりょうじょうこうばしよ しせつでいりぐち ちか ばしよ へんこう
○ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

しゅうぎいん しきちない ちゅうしゃじょうとう しょうがいしゃ らいほう たすうみこ
○ 衆議院の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込ま

ばあい つうじょう しょうがいしゃせんよう くかく しょうがいしゃせんよう
れる場合、通常は障害者専用とされていない区画を障害者専用の

くかく へんこう
区画に変更する。

にゅうかん みと しょうがいしゃ せっち いりぐち
○ 入館を認められた障害者がICカードゲートの設置されている入口を

つうか こんなん ばあい にゅうかん だいたいそち こう
通過することが困難な場合、入館できるように代替措置を講じる。

たにん せつしよく たにんずう なか きんちょうとう ほっさ ふずい
○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作や不随意

はっせいとう ばあい とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しょうがい とくせい しせつ
の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の

じょうきょう おう べっしつ じゅんぴ
状況に応じて別室を準備する。

しゅうぎいんじむきょくしゅさい ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎとう
○ 衆議院事務局主催の非公表又は未公表情報を扱う会議等におい

じょうほうかんり かか たんぼ え ぜんてい しょうがい しゅつせきしゃ
て、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある出席者

りかい えんじょ もの どうせき みと
の理解を援助する者の同席を認める。

じょうきほんかいぎおよ いいんかいとう ぼうちょう みと もの たい ごうりてき
(上記のほか本会議及び委員会等の傍聴が認められた者に対する合理的

はいりょ れい
配慮の例)

ちょうかくしょうがい もの ぼうちょう さい しゅわつうやくしゃまた ようやくひつきしゃ
○聴覚障害のある者が、傍聴の際、手話通訳者又は要約筆記者を

どうはん ばあい じぜん ようせい がいぶ しゅわつうやくしゃまた ようやくひつ
同伴できない場合は、事前の要請により、外部の手話通訳者又は要約筆

きしゃ はけん もと
記者の派遣を求める。

しょうがいしゃ ぼうちょう さい どうはん しゅわつうやくしゃとう
○障害者の傍聴に際し、同伴する手話通訳者等とのコミュニケーション

かくほ かのう かぎ じゅうぶん ばしょ かくほ とう はいりょ おこな
を確保するために、可能な限り十分な場所を確保する等の配慮を行う。

ほじょけん どうはん ぼうちょう しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの どうよう
○補助犬を同伴して傍聴する障害者が、障害者でない者と同様に

ぼうちょう しょうまた ぼうちょう ばしょ かくほ ひつよう
傍聴ができるようにエレベーターの使用又は傍聴する場所の確保に必要

はいりょ おこな
な配慮を行う。

しかくしょうがい もの はくじょう けいたい ぼうちょう みと
○視覚障害のある者については、白杖を携帯したままの傍聴を認める。

くるまいす しょう しょうがいしゃ ぼうちょう ばしょ かくほ ひつよう
また、車椅子を使用した障害者については、傍聴する場所の確保に必要な

はいりょ おこな
配慮を行う。

つか とくせい しょうがいしゃ ふくやく とうしつちょうせいとう いんしょく
○疲れやすい特性のある障害者、服薬や糖質調整等のため飲食が

ひつよう しょうがいしゃとう ようぼう さい すみ きゅうけい いんしょく
必要な障害者等から要望があった際に、速やかに休憩や飲食ので

ばしょ あんない とう はいりょ おこな
きる場所に案内する等の配慮を行う。

じょうき こっかいさんかん みと もの たい ごうりてきはいりょ れい
(上記のほか国会参観が認められた者に対する合理的配慮の例)

ちょうかくしょうがい もの たい えいし しゅわあんない おこな
○聴覚障害のある者に対し、衛視による手話案内を行う。

さんかんしゃ くるまいす かした また さんかん へんこう おこな
○参観者に車椅子の貸出し又は参観コースの変更などを行う。

しょうがいしゃだんたい き ばあい にゆうこう でいりぐち ちか
○障害者団体がバスで来た場合には入構させ、できるだけ出入口に近い

ばしょ じょうこう はいりよ
場所で乗降してもらうよう配慮する。

しかくしょうがい もの たい さんかんうけつけいりぐち こっかいぎじどう もけい
○視覚障害のある者に対し、参観受付入口において国会議事堂の模型に

ふ せつめい おこな てんじばん おんせいよ あ ばん
触れてもらい、説明を行う。また、点字版、音声読み上げ版、マルチメディ

ばん さんかんあんない ようい
アデイジー版の参観案内パンフレットをそれぞれ用意する。

ほじょけん どうはん さんかん しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの どうよう
○補助犬を同伴して参観する障害者が、障害者でない者と同様に

さんかん えいし つきそ
参観ができるように衛視が付添いをする。

つか とくせい しょうがいしゃ ふくやく どうしつちょうせいとう いんしょく
○疲れやすい特性のある障害者、服薬や糖質調整等のため飲食が

ひつよう しょうがいしゃとう ようぼう さい あんない ちゅうだん
必要な障害者等から要望があった際に、いったん案内を中断したり、

きゅうけい いんしょく ばしょ あんない どう はいりよ おこな
休憩や飲食のできる場所に案内したりする等の配慮を行う。

じょうき せいがんしょまた ちんじょうしょ ていしゅつ さい ごうりてきはいりよ れい
(上記のほか請願書又は陳情書を提出する際の合理的配慮の例)

しかくしょうがい もの たい てんじ せいがんしょまた ちんじょうしょ ていしゅつ
○視覚障害のある者に対し、点字による請願書又は陳情書の提出を

みと
認める。

ごうりてきはいりよ ていきょうぎむいはん がいとう かんが れいおよ がいとう
また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当

かんが れい つぎ きさい
しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている

ないよう れいじ ごうりてきはいりよ ていきょうぎむいはん がいとう いな
内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否

こべつ じあん ぜんじゅつ かんが かたとう ふ はんだん
かについては、個別の事案ごとに、前述の考え方等を踏まえて判断すること

ひつよう りゅうい
が必要であることに留意する。

ごうりてきはいりょ ていきょうぎむいはん がいとう かんが れい
(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

しけん う さい ひつき こんなん きき しょう もと もうしで
○試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった

ばあい きき もちこ みと ぜんれい りゆう ひつよう
場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な

ちょうせい おこな いちりつ たいおう ことわ
調整を行うことなく一律に対応を断る。

いどう さい しえん もと もうしで ばあい なに こま
○移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という

ちゅうしょうてき りゆう ぐたいてき しえん かのうせい けんとう しえん ことわ
抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断る。

でんわりよう こんなん しょうがいしゃ でんわいがい しゅだん かくしゅてつづき おこな
○電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行え

たいおう もと ばあい じょう とうがいてつづき りようしゃほんにん
るよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人

でんわ てつづきかのう りゆう
による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや

でんわ かい でんわとう だいたいそち けんとう たいおう ことわ
電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断る。

かいじょ ひつよう しょうがいしゃ しゅうぎいんじむきよくしゅさい ぎょうじ さんか
○介助を必要とする障害者から、衆議院事務局主催の行事への参加に

あ かいじょしゃ どうせき もと もうしで ばあい とうがいぎょうじ さんかしゃ
当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該行事が参加者

ほんにん さんか りゆう さんかしゃ しょうがいしゃ
本人のみの参加をルールとしていることを理由として、参加者である障害者

ほんにん こべつじじょう ぎょうじ じっしじょうきょうとう かくにん いちりつ
本人の個別事情や行事の実施状況等を確認することなく、一律に

かいじょしゃ どうせき ことわ
介助者の同席を断る。

じゅうせき かいさい よてい しゅうぎいんじむきよくしゅさい ぎょうじ
○自由席での開催を予定している衆議院事務局主催の行事において、

じゃくし しょうがいしゃ ばんしょう み せき さんか きぼう
弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席での参加を希望す

もうしで ばあい じぜん ざせきかくほ たいおう けんとう とくべつあつか
る申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱

りゆう たいおう ことわ
いはできない」という理由で対応を断る。

ごうりてきはいりよ ていきょうぎむ はん かんが れい
(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

じむ いったん おこな ぎょうむ ていきょう もと ばあい
○事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その

ていきょう ことわ ひつよう はんい ほんらい ぎょうむ ふずい かが
提供を断る。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られ
ることの観点)

ちゅうせんもうしこ しゅうぎいんじむきよくしゅさい ぎょうじ さんか
○抽選申込みとなっている衆議院事務局主催の行事への参加について、

ちゅうせんもうしこ てつづき おこな こんなん りゆう とうがいぎょうじ
抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、当該行事

さんかきかい じぜん かくほ もと ばあい たいおう
への参加機会を事前に確保しておくよう求められた場合に、このような対応を

ことわ しょうがいしゃ もの ひかく どうとう きかい ていきょう う
断る。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるた

めのものであることの観点)

らいほうとうじつ しかくしょうがい もの しょくいん たい しせつない つ そ
○来訪当日に、視覚障害のある者から職員に対し、施設内を付き添って

むねたの こんざつじ たいおう じんいん たいおう
ほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいなかったことから対応

ことわ かじゅう ふたん じんてき たいせいじょう せいやく かんてん
を断る。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)